

クリーンステーションに (ごみ集積所)

**事業ごみは
出せません！**

**自己搬入するか、
許可業者へ依頼して
ください。**

◆ 事業者の責務

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条 一部抜粋)

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。

自治会